

2020粧工連003号

2020年2月10日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会
技術委員長 島谷 庸一

揮発性シリコーンの化粧品への配合について（自主基準）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび、揮発性シリコーン（デカメチルシクロペンタシロキサン【表示名称：シクロペンタシロキサン】等）の化粧品への配合について、下記を自主基準とすることに致しました。

揮発性シリコーンを配合した化粧品の使用が、石油ファンヒーターや電気かみそりの故障につながることに配慮して、これまでも数度にわたり日本化粧品工業連合会、同技術委員長及び同専務理事から注意文書を発出しておりましたが、平成25年10月30日付日本化粧品工業連合会専務理事名文書「揮発性シリコーン配合頭髪用化粧品について」における、これらの文書整理を行い、自主基準としての文書の見直しを行うとの意向を受けて検討を行った結果、下記の内容を自主基準とすることに致しました。

日本化粧品工業連合会傘下会員各位におかれまして、自主基準を順守くださるようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 頭髪用化粧品（枝毛用コート剤を含む。）のうち、次の①及び②の両方に該当する場合には、成分表示の上位に記載されるような多量の揮発性シリコーンを配合しないこと。

① 1回の使用量が比較的多く洗い流さない用法の商品

② 使用時にヘアドライヤー等によって乾燥させる商品

なお、①及び②の両方に該当し、少量であっても揮発性シリコーンを配合する頭髪用化粧品の場合は、商品に以下の注意表示を記載すること。

室内空気を取り入れるファンヒーターを使用中の部屋で、つけたり乾か

したりしないでください。

配合されている揮発性成分がファンヒーターに吸入され、点火不良や消火の原因となることがあります。

(自主基準とする理由)

配合された揮発性シリコーンが空気中に揮散し、この空気を吸い込んだ石油ファンヒーターの内部でこれが燃焼し、その結果生成した二酸化ケイ素等が石油ファンヒーターのセンサー部分に付着することによって、正常な運転を妨げてしまうことに配慮するため。

2. 電気かみそり用化粧品に揮発性シリコーンを配合しないこと。

(自主基準とする理由)

揮発性シリコーンを配合した電気かみそり用化粧品を使用することによって、電気かみそりのモーター接点にシロキサンが付着して絶縁膜を形成することで、電気かみそりが動かなくなってしまうため。

<参考資料>

1. 昭和 63 年 5 月 19 日付 63 粧工連第 15 号日本化粧品工業連合会名文書「枝毛用コート剤の注意表示について」
2. 昭和 63 年 7 月 21 日付 63 粧工連技術第 13 号日本化粧品工業連合会技術委員長名文書「揮発性シリコン配合枝毛用コート剤の代替品について」
3. 平成 4 年 9 月 28 日付 4 粧工連第 56 号日本化粧品工業連合会名文書「揮発性シリコン配合頭髪用化粧品の処方変更について」
4. 平成 22 年 4 月 19 日付日本化粧品工業連合会技術委員長名文書「電気かみそり用化粧品への低分子シロキサン配合の中止について」
5. 平成 25 年 10 月 30 日付日本化粧品工業連合会専務理事名文書「揮発性シリコーン配合頭髪用化粧品について」

以上